27.3.13　市会本会議　賛成討論（案）

私は、大阪維新の会市会議員団を代表して、議案第 173 号「大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本条例案は、本市水道事業について、平成 23 年の PFI 法改正により創設された「公共施設等運営権制度」を活用するための手続きや料金の上限を定めるものであります。

この運営権制度について、国は、厳しい財政状況の下、できるだけ税財源に頼ることなく、効率的なインフラ事業の運営やサービスの向上、さらには民間投資の喚起による経済成長を実現する必要性から、全国の自治体等で、活用に向けた取組みが推進されることを期待しており、だからこそ、現在の阿部政権においても、水道をはじめとするインフラ事業において、運営権制度の活用を政府の成長戦略の一つとして位置づけており、昨年 6 月にとりまとめた政府の取り組み方針では、今年度から平成 28 年度までの 3 年間を集中強化期間とし、事業規模で 2 兆円から 3 兆円、事業件数としては水道では 6 件など、具体の数値目標も掲げ、強力に推進することとしております。

こうした政府の方針に基づき、関係各省庁では、各自治体などが検討を進めるための実務面での環境整備や支援も行われていることから、現時点において、水道事業にこの制度を適用した事例はないものの、この間の市と関係省庁との協議においては、クリアすべき課題はすべて調整済みとなっています。

一方、本市の水道事業は、水需要が減少傾向で推移する中、最近の 15 年間で 200 億円以上も収益が下がり、今後とも下げ止まりは期待できない厳しい状況にあります。

これまでは、人件費の削減など経費を圧縮することで一定の利益を確保してきましたが、平成 27 年度の予算では、26 億円余り経常利益の減が見込まれるなど、公営企業による従来型の経営努力は限界にきていると考えます。

このような状況の中、本市水道事業において抜本的な経営改革を進めることは喫緊の課題であり、また、政府が強力に旗を振っている今、水道事業における運営権制度の活用は、決して「時期尚早」とか「拙速に進めるべきではない」ということではなく、むしろ、時機を得たものであり、時代の流れであります。

大阪市議会では、自民党、公明党政権が遂行しようとしている改革案件、成長戦略を否定し、市民のためにならない判断をしようとしていますが、わが会派としては、将来にわたり、本市水道事業の持続性を確保する観点から、早急に実行に向けた手続きを進める判断をすべきであると申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。